

規約

第1章 総則

第1条 名称

- (1) 本プロジェクトは、「オープンコンピュータプロジェクトジャパン」（以下「プロジェクト」という。）と称する。
- (2) 英文名称は、「Open Compute Project Japan」（略称：OCPJ）と称する。

第2条 目的

- (1) 本プロジェクトは日本市場に向けてOCPの存在と意義を広報し、OCPJに対してコントリビューションを行う。OCPJの活動により、最新のデータセンター構築のための知的財産共有を図り、エンドユーザーを含む企業のシステム構築・運用の最適化およびIT業界の活性化に貢献することを目的とする。

第3条 事業

本プロジェクトは、前条の目的を達するためオープンソースベースのクラウド基盤技術及びオープンコンピュータプロジェクトに関する次の事業を行う。

- (1) Open Compute Project 成果のシェア、日本からの提言
- (2) 国内ファシリティー開発者との技術情報のシェア
- (3) 日本国内の関連技術のオープンソース化
- (4) 先端データセンターによる実証実験(実証値測定)
省電力化及び全体最適化、運転手法の実証実験
- (5) 海外情報、仕様のトランスレーション
- (6) 情報公開、共有手法の検討、
- (7) ナレッジサイトの運営

第2章 参加員及び役員

第4条 参加員

本プロジェクトの参加員は、第2条の目的に賛同し、第3条の事業遂行に協力する意思を有する法人、団体及び個人とする。

第5条 参加、脱退及び除籍

- (1) 本プロジェクトへ参加しようとする者は、本プロジェクト事務局所定の書面をもって本プロジェクト事務局に申し込み、運営委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 本プロジェクトを脱退しようとする者は、本プロジェクト事務局所定の書面をもってその旨を届け出なければならない。
- (3) 本規約に違反した場合、又は活動趣旨に反し、参加員にふさわしくない行為があった場合は、運営委員会の議決により当該参加員を除籍することができる。ただし、当該参加員に弁明の機会を与えなければならない。

第6条 役員

- (1) 本プロジェクトに役員として座長1名、副座長1名を置く。
- (2) 座長は本プロジェクトを代表し、プロジェクト運営を総理する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長に事故もしくは職務遂行が困難であるとき、その職務を代行する。
- (4) 役員を再選する場合には運営委員会において会員の中から選任する。
- (5) 役員の任期は本プロジェクト期間終了までとする。

第3章 運営委員会および研究会

第7条 運営委員会

- (1) 運営委員会は座長、副座長及び運営委員をもって構成する。
- (2) 運営委員会は定期的に座長、副座長及び運営委員のいずれかが必要と認められた時に開催する。
- (3) 運営委員会は必要に応じて、書面、電子メール、テレフォンもしくはテレビ会議等による開催をすることができる。
- (4) 運営委員会は座長、副座長及び運営委員総員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 運営委員会に出席できない座長、副座長及び運営委員は、運営委員会に参加する他の参加者にその権限を委任することができる。この場合、委任者は運営委員会に出席したものとみなす。
- (6) 運営委員会は座長が主宰し議長を務める。
- (7) 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。ただし可否同数の時は議長の決するところによる。
- (8) 運営委員会は本プロジェクトの設立、解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - ・活動方針
 - ・本規約の改正
 - ・本プロジェクトの運営に関して重要な事項の決定

第8条 研究会、ワーキンググループ等

本プロジェクトの運営上必要があるときは運営委員会の議決により研究会、もしくはワーキンググループを置くことができる。

第9条 事務局

- (1) 本プロジェクトに事務局を置く。

第4章 雑則

第10条 予算

本プロジェクトは第3条に定める事業の実施に当たり、特別な予算の処置を必要とする事業を実施しようとする場合には、運営委員会に図り、運営委員会の議決に従わなければならない。

第11条 その他

この規約に定めるものの他、本プロジェクトの運営上必要な事項は、座長が別途定めるものとする。

附則

この規約は設立の日(2012年12月11日)から施行する。

以上 (以下余白)